

第36回 ISMAP運営委員会 議事録

開催日時：令和7年10月31日（金）10:00～12:00

場 所：Web会議

＜出席者＞

【委員】（五十音順、○は委員長）

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学研究科 教授
○大木 榮二郎 工学院大学 名誉教授、特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会 会長
後藤 厚宏 情報セキュリティ大学院大学 教授 【一時退席】
中尾 康二 国立研究開発法人 情報通信研究機構 主管研究員
根本 直樹 デジタル庁 戦略・組織グループ ガバナンス・マネージャー
間形 文彦 NTTドコモビジネス株式会社 情報セキュリティ部 担当部長
満塙 尚史 順天堂大学 健康データサイエンス学部 准教授
和貝 享介 公認会計士

【制度所管省庁】

中溝 和孝 内閣官房 国家サイバー統括室 審議官
奥田 直彦 デジタル庁 省庁業務サービスグループ 統括官付審議官 【欠席】
赤阪 晋介 総務省 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
奥家 敏和 経済産業省 大臣官房審議官（商務情報政策局担当） 【途中退席】

【説明者】

ISMAP運用支援機関（IPA） 議題1、2、3、6
内閣官房国家サイバー統括室（NCO） 議題4、5

【事務局】

内閣官房国家サイバー統括室（NCO）

＜議事次第＞

1. ISMAPクラウドサービスリストへの登録について
2. 登録済みサービスの変更に関する届出について
3. 情報セキュリティインシデントについて
4. ISMAP運営委員会の議事録公開等について
5. ISMAP管理基準の改定等について
6. 監査機関から提出された中間報告書及び監査機関リスト掲載事項変更届について

＜議事＞

【開会】

○事務局 第36回「ISMAP運営委員会」の開会を宣言。

○委員長 本日の議題及び進め方について説明。

1. ISMAP クラウドサービスリストへの登録について

○IPA説明者 申請を受理したサービス（新規申請1件、更新申請8件の計9件）に関して、ISMAPクラウドサービス登録規則6.1に基づく技術的審査の結果をそれぞれ7つの観点（以降の(1)～(7)）から報告します。

なお、上記9件以外の5件については、審査において特段の懸念事項がない申請として、ISMAP運営規則2.4.2に基づく手続によりクラウドサービスリストへの登録を実施します。

○IPA説明者 新規申請1件及び、更新申請8件の計9件について、以下のとおり報告します。

IPAとしては、全てのサービスについて、ISMAP登録規則6.1に定める要件に適合しており、登録してもよいと考えます。

(1) 基本言明要件が満たされていること

いずれのサービスにおいても、提出された言明書と個別管理策の記載内容が、ISMAP管理基準2.2.4基本言明要件に記載の要件に適合していることを確認しました。

なお、対象外としている統制目標の項目について、対象外とする理由が合理的であることを確認しました。

(2) ガバナンス基準及びマネジメント基準の発見事項が存在しないこと

いずれのサービスにおいても、提出された実施結果報告書にて、発見事項が存在しないことを確認しました。

(3) 実施結果報告書における、管理策基準の発見事項の有無

提出された実施結果報告書にて、8サービスにおいては選択された4桁管理策の発見事項が存在しないことを確認しました。

1サービスについて、選択された4桁管理策の発見事項が存在したことを確認しました。

(4) 前項において発見事項が存在する場合、当該発見事項が軽微であること。軽微であることの要件の一つとして、当該発見事項に係る統制が実施結果報告書の日付から2ヶ月以内に改善することが示された改善計画書が存在すること

上記(3)において発見事項が存在しなかった8サービスについては、本項目は確認対象外となります。

上記(3)において発見事項が存在した1サービスについて、改善計画書が提出され、2ヶ月以内に改善することが示されていることを確認しました。

当該サービスにおける発見事項について、代替統制・補完統制が十分に機能しており、実質的なリスクは発生しておらず、統制目標の達成に影響を与えるものではないこと、継続的あるいは反復的に発生しているものではないことを確認できたことから、

発見事項は軽微であると判断しました。

(5) 3.4に規定する情報が適切かつ十分に開示されていること

いずれのサービスにおいても、3.4に規定する情報が適切かつ十分に開示されていることを確認しました。

(6) 3.5に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていること

いずれのサービスにおいても、3.5に規定する事項に関する宣誓事項が全て含まれていることを確認しました。

(7) その他、本制度の規程類に照らして違反がない、もしくは過去に14.2(5)による登録の削除を受けていないこと。

いずれのサービスにおいても、規程の違反もしくは過去に登録削除を受けたものはないことを確認しました。

○IPA説明者 合わせて以下の内容について報告。

- ・ 「さくらのクラウド」の発見事項・改善計画書の内容について
- ・ 「Google Cloud Platform」「Looker Data Platform」に関するサービスの統廃合について

○委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)

○委員 発見事項に関するIPA見解「統制の改善が適時かつ適切に実施され、継続的あるいは反復的に発生しているものではないことを確認した。」について、「統制の改善が適時かつ適切に実施され」は、「継続的あるいは反復的」の判断には適しておらず、記載の見直しが必要に思われるが如何か。

○IPA説明者 ご指摘を踏まえ、次回以降の資料について記載を見直します。

○委員 サービスの追加・廃止、他のクラウドサービスの利用状況、リージョンの変更、AIサービスの明示などが多数発生しているが、言明書については利用者が見たときにわかりやすくなるよう書き方をコントロールした方がよい。長期的な取組になるかもしれないが必要だと思う。

○委員長 委員からのご意見について、IPAにて検討いただければと思います。

○委員長 ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。特にご質問、ご意見等ございませんよう ですでの、登録が適切と判断されたサービスにつきましては、ISMAPクラウドサービスリストへの登録についてIPAの原案のとおり決定の上、事務局にて資料を整えた上で11月4 日に公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

2. 登録済みサービスの変更に関する届出について

○IPA説明者 前回のリスト更新時から次回の更新申請までに受領した変更届出について、再 監査の必要性及び情報開示の内容案について報告します。

○IPA説明者 Oracle Corporation「Oracle Cloud Infrastructure」のISMAPクラウドサービ スリスト掲載事項変更届出書について、変更内容は「リージョンの表記の変更」となり ます。ISMAP登録規則第3章の要求事項の実施に疑義が生じるような変更には該当しない

ことから、再監査は不要と判断します。一方で、当該サービスに関する正しい情報を開示すべきであることから、ISMAPクラウドサービスリストの特記事項欄で開示を行う予定としております。

○IPA説明者 Menlo Security, Inc.「Menlo Cloud Security Platform with Isolation Core」の重大な統制変更等届出書について、変更内容は「サービス基盤として提供しているリージョンの削除及び追加」となります。言明対象内の変更はリージョンの削除のみであるためISMAP登録規則第3章の要求事項の実施に疑義が生じるような変更には該当しないことから、再監査は不要と判断します。なお、追加されたリージョンについては、外部監査を受けていないことから言明書には反映しません。一方で、当該サービスに関する正しい情報を開示すべきであることから、ISMAPクラウドサービスリストの特記事項欄で開示を行う予定としております。

○IPA説明者 International Business Machines Corporation「IBM Cloud IaaSおよびPaaS」の重大な統制変更等届出書について、変更内容は「言明対象のサービスのうち、一部サービスの終了」となります。ISMAP登録規則第3章の要求事項の実施に疑義が生じるような変更には該当しないことから、再監査は不要と判断します。一方で、当該サービスに関する正しい情報を開示すべきであることから、ISMAPクラウドサービスリストの特記事項欄で開示を行う予定としております。

○IPA説明者 Google LLC「Google Cloud VMware Engine」の重大な統制変更等届出書及び登録取下届出書について、「Google Cloud Platform」に申請単位を統合することに伴い、監査は継続的に実施されること及び対象サービスの統制内容は同質であることを確認したことから、再監査は不要と判断します。一方で、当該サービスに関する正しい情報を開示すべきであることから、「Google Cloud VMware Engine」をクラウドサービスリスト上から削除し、ISMAPポータルの最新情報に「ISMAPクラウドサービスリスト上のサービス統合について」を公表する予定としております。

○委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)

○委員長 再監査不要という判断と、情報開示の方法、1件についてはクラウドサービスリストからの削除について、IPAの原案のとおり決定でよろしいでしょうか。

○委員一同 異議ございません。

3. 情報セキュリティインシデントについて

ISMAPクラウドサービスリストに登録済みサービスにおいて発生した情報セキュリティインシデントの報告5件について、ISMAP運用支援機関からISMAPクラウドサービス登録規則に基づく直近の対応状況を報告。内容を討議のうえ、対応方針を決定した。

【詳細については非公開情報の保護やレピュテーションリスク等を考慮し、今回の議事においては公開可能な情報がないと委員において判断されたことを踏まえ、議事の公開は控えさせて頂きます。】

4. ISMAP 運営委員会の議事録公開等について

- NCO 説明者 ISMAP 運営委員会の議事録公開に関して、公開用議事録サンプルをもとに詳細な構成、記載方法、今後のスケジュール等について説明。
- NCO 説明者 ISMAP 運営委員会の運用改善に関して、改善策案について説明。
- 委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)
(以下、委員からの主なご意見)
- 委員 委員が委員会の意思決定に加わらない際の記載方法について、委員の利益相反が疑われるケースを想定したものと思われます。ISMAP 制度の中立性公平性という制度の根幹に関わる事項と考えておりますので、その場合は実名を記載すべきと考えます。
- 委員 議事録について、公開可能な情報と非公開とする情報があると思われるが、委員が確認する議事録案は非公開とする情報があらかじめ割愛された状態で問題ない。
- 委員 公開する議事録を見る方や事務局の負担軽減のため、議事録の見方、表記の例示などの資料を作成し、公開してはどうか。
- 委員 委員の発言箇所について、要約するのであれば逐語調ではなくてもよいのではない
か、例えば委員の利害関係に関する所は欄外に説明文を記載するなどでもよいのでは。
- 委員 議事録の体裁について、利害関係に関する発言とその他審議に関する発言等は分け
て記載するよう配慮して頂きたい。
- 委員 議事録の体裁のうち委員の発言箇所について、各委員が発言したことを時系列的に
示すことで、議事が進んでいくように見せることは良いと思う。
- 委員 委員が委員会の意思決定に加わらない際の記載方法について、委員の判断に関わる
ものでもあるため、委員名や事業者名の詳細を記載しない方法もあるのではないか。
- 委員 委員の発言箇所について、委員がどういう意見を出して欲しいかというところを尊
重するのが、良いと思います。
- 委員長 議事録の件については、全体の枠組みというのは、本日示された形式で進めると
いうことを決定し、中身の細かいところはご意見フォーム等で、ご意見をいただくとい
うことにしたいと思いますがよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議ございません。

5. ISMAP 管理基準の改定等について

- NCO 説明者 JIS Q 27002の改訂等を踏まえたISMAP管理基準の改定に関して、次の点について報告。
- ・本年6月に実施したフィージビリティスタディの結果
 - ・ISMAP管理基準案の公表方法
 - ・パブリック・コメントの状況
- 委員長 (委員へご意見、ご質問等を確認)
(以下、委員からの主なご意見)
- 委員 パブリック・コメントについて、意見を出された方の属性、個人が多かったとか、
CSPが多かったとか、開示できる範囲でよいので教えて欲しい。

○委員 ISMAPについては、政府機関、自治体等の利用者側によって責任、期待度が変わるために、属性に応じたパブリック・コメントの分析を行い、報告して頂きたい。

6. 監査機関から提出された中間報告書及び監査機関リスト掲載事項変更届について

○IPA 説明者 ISMAP 監査機関登録規則に基づき監査機関より提出のあった「中間報告書」について、ISMAP 運用支援機関の実施した調査結果を報告。

○IPA 説明者 ISMAP 監査機関リストの掲載事項変更届があった4法人について内容を報告。

【詳細については非公開情報の保護やレビューションリスク等を考慮し、今回の議事においては公開可能な情報がないと委員において判断されたことを踏まえ、議事の公開は控えさせて頂きます。】

【閉会】

○委員長 (委員、制度所管省庁から発言がないため)。一旦、事務局にお返しします。

○事務局 第36回「ISMAP運営委員会」閉会及び次回開催について連絡。

以上

《議事録に関する補足等》

- 本議事録は、ISMAP運営委員会事務局である国家サイバー統括室が作成、公開しております。
- 本議事録においては、非公開情報の保護やレビューションリスク等を考慮し、審査に関する詳細情報（事業者による統制に関わる情報、発見事項の内容等）、ISMAPポータルサイト（<https://www.ismap.go.jp/csm>）に公表されない情報、情報セキュリティインシデントに関する情報等については、記載しないようにしています。
- 特に、情報セキュリティインシデントに関する情報については、原則、非公開情報として取り扱っております。
- それぞれの議題・議事において、ISMAP運営委員会委員により、議事の公開/非公開可否について確認しております。
- また、委員による自由闊達な意見交換を促すこと及びISMAP運営規則「2.4委員会における意思決定」を踏まえ、発言者した委員を特定しない形としております。